

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度並びに失格判断基準の概要について

道においては、原則として、競争入札を行う場合には、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれかを適用しております。

当該制度の概要を掲載いたしますので参考にしてください。

○ 低入札価格調査制度

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者の価格が、調査基準価格に満たない場合は、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を行い、履行されないおそれがないと認めた者を落札者としします。

なお、道では、「失格基準価格」を設定し、別に示す各費用の額の合計額が当該基準価格を満たさない場合には「失格」、満たしている場合には「細区分調査」へ移行することとしています。

○ 最低制限価格制度

最低価格の入札者の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者としします。

1 適用工事等

(1) 低入札価格調査制度適用工事等

- ・ 条件付一般競争入札（WTO 対象工事）
- ・ 総合評価方式による競争入札

(2) 最低制限価格制度適用工事等

- ・ 原則として予定価格が 250 万円を超える工事の競争入札
（制限付一般競争入札・指名競争入札）
- ・ 原則として予定価格が 100 万円を超える委託業務の競争入札
（地域限定型一般競争入札・公募型競争入札・指名競争入札）

2 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準

(1) 工事

予定価格（税込み価格）の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 |
| イ | 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 |
| ウ | 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 |
| エ | 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額 |

(2) 委託業務

【測量、地質調査及び道路清掃以外の業務】

予定価格（税込み価格）の10分の6から10分の8.1までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

《設計（土木）》…用地調査等を含む

- ア 直接原価の額
- イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

《設計（建築）》

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

【測量】

予定価格（税込み価格）の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【地質調査】

予定価格（税込み価格）の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【道路清掃】

予定価格（税込み価格）の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

※2の(1)、(2)で定める範囲については、上限は1円未満切捨て、下限は1円未満切上げとする。

3 低入札価格調査制度における失格基準価格の設定基準

次の(ア)～(エ)までに定める額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の 100 分の 87 を越える場合にあっては、予定価格に 100 分の 87 を乗じて得た額とする

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

4 低入札価格調査基準価格等における端数処理

(1) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

2 の(1)、(2)で定めるアからエ又はアからウの合計額については、次の①又は②により端数処理を行う。※ア、イ、ウ、エそれぞれの端数処理は行わない。

- ① 工事価格（業務価格）が 1000 万円以上の場合は 10 万円未満切上げ
- ② 工事価格（業務価格）が 1000 万円未満の場合は 1 万円未満切上げ

なお、一の契約の中に二以上の工種等が含まれる場合は、次のとおり端数処理を行う。

【請負工事】

一の契約の中に二以上の工種が含まれる場合は、費目ごと（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）に全工種を合計した額に 2 の(1)で定める割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額を上①又は②により端数処理を行う。その場合の①、②を判断する工事価格は全体の工事価格とする。

【委託業務】

一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに上の①又は②により端数処理を行う。その場合の①、②を判断する業務価格は委託業務の種類ごとの業務価格とする。

(2) 低入札価格調査制度における失格基準価格

3 で定めるアからエの合計額については 1 円未満切捨てとし、100 分の 110 を乗じて得た額については 1 円未満切捨てとする。※ア、イ、ウ、エそれぞれの端数処理は行わない。
上限（予定価格の 100 分の 87）については、1 円未満切捨てとする。

※ 端数処理の詳細な計算方法については、別紙「低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の計算例」をご確認ください。